新	IΒ	
貿易一般保険包括保険(2年未満案件)の引受基準について	貿易一般保険包括保険(2年未満案件)の引受基準について	
日 本 機 械 輸 出 組 合	日 本 機 械 輸 出 組 合	
日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合	日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00069	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00069	
最終改正 平成 21 年 <u>3 月 25 日</u> 一部改正	最終改正 平成 21 年 <u>2 月 2 日</u> 一部改正	
この規程は、「貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書」、「貿易一般保		
険包括保険(鉄道車両)特約書」又は「貿易一般保険包括保険(船舶)特約書」		
(以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」と	(以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」と	
いう。)により、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)		
との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約	との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約	
書第4条(附帯別表第4)の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱		
いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約 等(輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しく	いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約	
は仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。)のうち2年未満案件(「別集1、2年未満案件の解釈等 1、に該当まる輸出契約等をいる。以下同じ、)	は仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。)のうち2年未満案件(「別	
紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。)	紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。) に限り適用するものとする。	
に限り適用するものとする。	に限り週用するものとする。	
記	記	
1.基本的引受基準	1.基本的引受基準	
(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等については、原則	(1) 国際的取決め <u>等</u> に基づく基準に適合しない輸出契約等については、原	
として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者	則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する	

からの申請により日本貿易保険が内諾書(「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日01-制度-00060)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した輸出契約等については、この限りでない。

(2)から(10) (略)

2. (略)

附 則[平成21年3月25日]

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

[別紙1]以下 (略)

者からの申請により日本貿易保険が内諾書(「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」(平成13年4月1日01-制度-00060)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)を発行した輸出契約等については、この限りでない。

(2)から(10) (略)

2. (略)

[別紙1]以下 (略)